

平成 24 年 度

定 期 監 査 報 告 書

(本庁、総合支所ほか)

伊 那 市 監 査 委 員

24伊監第53号
平成25年3月27日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

加藤 正 光
井上 富 男
飯島 尚 幸

平成24年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により、平成24年度の定期監査を実施し、併せて地方自治法第199条第2項の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

目 次

第 1	監査執行年月日及び監査の対象	1
第 2	監査の場所	1
第 3	監査の手続き	2
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の結果	2
第 6	監査の所見	3
1	共通事項	3
	(1) 財政運営について	3
	(2) 収入及び未収金について	3
	(3) 支出について	4
	(4) 施設・財産管理について	6
	(5) 組織及び職員数の適正化について	6
2	各課への指摘事項	7

平成24年度定期監査報告書

第1 監査執行年月日及び監査の対象

平成25年 1月15日	危機管理課、税務課
平成25年 1月16日	社会福祉課、商工振興課、管理課、都市整備課
平成25年 1月17日	産業立地推進課、観光課、秘書広報課
平成25年 1月21日	スポーツ振興課、建設課、 総務課・選挙管理委員会事務局
平成25年 1月22日	子育て支援課、市民課、農政課・農業委員会事務局
平成25年 1月23日	水道部（水道業務課・水道整備課・高遠長谷水道課）、 徴収対策室、高齢者福祉課
平成25年 1月25日	生活環境課、契約課、健康推進課
平成25年 1月28日	生涯学習課、耕地林務課、企画情報課
平成25年 1月30日	会計課
平成25年 1月31日	高遠町総合支所（総務課・市民生活課・保健福祉課・ 産業振興課・建設課）、高遠長谷教育振興課
平成25年 2月 4日	美篤支所・公民館、手良支所・公民館、 富県支所・公民館、東春近支所・公民館
平成25年 2月 5日	長谷総合支所（総務課・市民生活課・保健福祉課・ 産業振興課・建設課・南アルプス林道管理室）
平成25年 2月 6日	学校教育課、財政課、議会事務局、行政改革推進室・ 監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局

本庁、総合支所は全課、出先機関はおおむね二分の一について実施した。

第2 監査の場所

市役所5階事務室、高遠町総合支所4階会議室、長谷総合支所第2会議室及び出先機関

第3 監査の手続き

平成24年度定期監査執行計画に基づき、各課から提出された監査資料及び抽出した関係書類により、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行について照合、実査並びに所属長等からの説明を受け、質疑応答及び書類試査により監査を実施した。

第4 監査の着眼点

各事務事業にあたっては、以下の観点の主眼とし実施した。

- 1 事務執行は、合規的に行われているか。
- 2 予算執行は、計画的かつ適正に処理がなされているか。
- 3 各種の帳簿、証拠書類の係数は符合しているか。
- 4 契約及び金銭会計事務は、適正に処理されているか。
- 5 文書管理事務は適正に行われているか。
- 6 出勤簿管理、時間外勤務命令は適正に行われているか。
- 7 事務事業の計画、予算付け、進捗状況は適正か。

第5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係わる事業の管理、その他の事務の執行については、監査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるといふ、地方自治法の趣旨の実現のため、概ね適正かつ効率的に執行されていたが、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、以下に所見として記載した。今後の参考とし、改善すべき点は早めの対応に努められたい。

第6 監査の所見

1 共通事項

(1) 財政運営について

当市の財政状況は、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標が示すとおり、順調に改善してきているが、景気の低迷や少子高齢化等のために収入の増加が期待できないなか、保育園、公民館等の建設、消防署、新ごみ中間処理施設等の広域事業の推進、環状南線等の道路整備や橋りょう等の長寿命化、土地開発公社の解散に伴う第三セクター債の償還等の事業が予定されている。財政状況を健全に保ちながらこれらの事務事業を実施するためには、すべての職員が、常に歳入の確保、歳出の削減に高い意識を持って「財政健全化プログラム」を着実に実施することが必要である。

また、各種料金や使用料の見直し、施設の統廃合等、市民に理解と協力を得なければならない項目もあるので、経常経費の削減等について職員の一層の意識改革を実施されたい。

(2) 収入及び未収金について

「債権徴収プログラム」による3ヶ年計画の2年目となるが、「未収金解消プログラム」策定から7年間にわたる継続的な努力と職員の能力向上により、目標は達成出来る見通しとなっている。未収金額は、昨年度の定期監査時に比べ約1億7,200万円余削減され、徴収率も向上していることは高く評価するが、徴収対策室で実施したアンケートによると、職員の所属や役職により債権徴収に対する意識に温度差が見られる。部長が先頭に立ち、職員一丸となって丁寧な説明と粘り強い折衝により、財源の安定確保のために年度内の収納に更に努力されたい。

また、マンネリ化を防止し、モチベーションを保つために、成果を出した職員を評価する制度等を検討されたい。

平成24年度 定期監査時 市税及び料金等の滞納額一覧

(単位：円、%)

税・料金等の種類	滞 納 額	前年同期滞納額	増 減	比 率
一般税	464,424,660	532,478,742	△ 68,054,082	48.3
国民健康保険税	344,921,338	417,579,805	△ 72,658,467	35.9
市税 小計	809,345,998	950,058,547	△ 140,712,549	84.2
保育料	3,972,707	5,430,027	△ 1,457,320	0.4
後期高齢者医療保険料	1,742,300	1,931,270	△ 188,970	0.2
介護保険料	9,392,860	9,243,438	149,422	1.0
住宅使用料	1,182,500	1,252,900	△ 70,400	0.1
水道料金	66,569,071	77,737,899	△ 11,168,828	6.9
下水道使用料	43,502,630	48,721,209	△ 5,218,579	4.5
下水道受益者負担金	25,249,971	31,334,774	△ 6,084,803	2.6
学校給食費	689,347	928,265	△ 238,918	0.1
料金等 小計	152,301,386	176,579,782	△ 24,278,396	15.8
合 計	961,647,384	1,126,638,329	△ 164,990,945	100.0

(徴収対策室定期監査資料による)

その他の料金等の種類	滞 納 額	前年同期滞納額	増 減
有線テレビ事業加入金	0	40,700	△ 40,700
有線テレビ使用料	322,465	191,715	130,750
霊園管理手数料	126,000	153,000	△ 27,000
同和地区住宅新築資金等貸付	2,675,116	10,395,116	△ 7,720,000
生活保護法第63.78条返還金	5,771,620	6,016,943	△ 245,323
児童手当過誤払分	410,000	455,000	△ 45,000
児童扶養手当過誤払分	2,439,090	2,071,930	367,160
出産祝金返還分	280,000	280,000	0
学童クラブ家庭負担金	168,700	238,600	△ 69,900
合 計	12,192,991	19,843,004	△ 7,650,013

(定期監査資料による)

(3) 支出について

地方自治法や伊那市財務規則、通知等により定められている、契約等の事務手続きの遵守については、過去の定期監査等で度々指摘してきているが、今回の定期監査においても守られていない事例が多数見受けられた。担当職員は、単に前年を参考に書類を作成することなく、法令や通知を再度確認して適正な事務処理に努め、管理職は、自らも法令や通知を熟知し、的確な指導や厳密なチェックを行い改善に努められたい。特に、契約等に関する総務部長通知は、住民訴訟等の経過を踏まえて出されていることを再度認識されたい。

ア 補助金を数年間にわたり同額で交付している事例が多数みられた。補助金は、交付申請の内容を厳正に審査し、補助対象経費を明確にして交付すべきである。特に、交付団体等の会計に多額の繰越金がある場合は、補助の必要性を検討し、真に必要な時に必要な額を補助すること。

イ 市が構成員で、かつ、事務引受をしている実行委員会等が事業実施する場合に、同じ職員が委託料、負担金又は補助金の支出事務と実行委員会等の事務の双方を行うことは好ましくないが、やむを得ない場合は、市と実行委員会等の書類を明確に分け、伊那市外郭団体等事務引受けに関する規程により検査等を受けるなど適正な事務処理に努められたい。

ウ 平成20年9月5日付特命副市長依命通達「事業執行及び補助金等の交付における未収金解消について」、平成20年11月14日付総務部長通知「随意契約の際の合議について」、平成21年3月4日付総務部長通知「工事、建設コンサルタント業務、物品購入、委託業務等における『少額随意契約』の手続き上の留意事項について」等により、業務委託契約や工事請負契約等を行う際の手続きが定められているが、今回の監査でも守られていない事例が散見されたので改善されたい。

契約課においては、研修等により再度徹底を図るとともに、必要事項を確認するためのチェック表を作成する等の対策を検討されたい。

エ 請負等の契約書に記載されている契約保証金が納付されていなかった事例や、工程表等の作成すべき書類が作成されていなかった事例が散見された。また、契約課で示している契約書の標準様式より古い内容の契約書を使用している事例が散見された。支払遅延防止法に定められた遅延損害金の率に変更されたり、契約解除条項に暴力団排除条例に基づく記載等が追加されていたりするので、市に不利な契約とならないよう必ず契約内容を確認するとともに、契約事項は確実に履行されたい。

オ 食糧費の執行にあたっては、平成23年12月16日付副市長依命通達「食糧費執行基準について」により定められた新「食糧費執行基準」により、財政課との協議も含めて適切に処理されていた。

今後も基準を遵守し、茶菓等についても必要最小限とされたい。

(4) 施設・財産管理について

ア 各地区の公民館的な施設やマレットゴルフ場等は、補助事業により建設した経過等により、市所有の施設として地元区等が指定管理者となり独占的に使用しているが、このような場合は本来地区住民が責任を持って維持管理すべき施設であると考えられるので、地区住民の理解を得る中で譲渡を進められたい。

イ 備品台帳に登録されている備品の管理状況を確認したところ、既に廃棄処分した備品や所在不明の備品が多数あった。年度末には備品の所在や状況の確認を行い、備品台帳の整備を行うこと。また、フィルムを使用するカメラ等の使用頻度が低下した備品の必要性も検討されたい。

(5) 組織及び職員数の適正化について

合併後10年間の地域自治区設置期間の終了に向けた組織改革や、職員の定員適正化計画は、真に市が行うべき業務を見極め、臨時職員へ置き換えることなく、業務の縮小や外部委託を行い、外郭団体事務は出来るだけ当該団体へ移行する等により実施するよう検討されたい。

2 各課への指摘事項

総務部

〈総務課・選挙管理委員会〉

- ① 定員適正化計画の実施にあたっては、業務の見直しを行い、相応の事務量を減らすなかで人員の削減を進められたい。(1 共通事項 (5) のとおり)
- ② 委託料の支払いについて、契約書では業務の完了報告を受けた後に支払うこととなっているが、概算払いされていたものがあつた。
- ③ 委託業務について、1 社特命随意契約で契約時に契約課の合議、見積経過書に課長印、開札立会人の記載がなく、また、業者からの請書に印紙 200 円の貼付がされていないものがあつた。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ④ 備品購入について、予定価格の根拠となる設計書や、予定価格の設定がないものがあつた。前年実績による場合も設計書は作成すべきである。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ⑤ 1 共通事項 (3) イのとおり

〈秘書広報課〉

- ① 委託業務について、未納状況を確認した記録がないものがあつた。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ② 委託業務について、仕様書に「納品日は別紙の日程」とあるが、別紙がついていないものがあつた。納品日は契約事項の最も重要なものであるので、きちんと対応されたい。(1 共通事項 (3) エのとおり)
- ③ 委託業務について、契約書に契約保証金を免除する旨の記載がないのに契約保証金が免除されていた。契約保証金を免除する場合は、所定の手続きを行うこと。(1 共通事項 (3) エのとおり)

〈財政課〉

- ① 土地開発公社から引き継ぐ土地については、管理を徹底されたい。
- ② 1 共通事項 (1) のとおり
- ③ 1 共通事項 (3) ア及びオのとおり

〈契約課〉

- ① 契約制度については、常に見直しが行われているが、より良い制

度となるよう検討されたい。

- ② 1 共通事項（3）ウ及びエのとおり

〈危機管理課〉

- ① 消防団については、各地区とも団員の確保に苦慮し定員を下回っており、分団・部ごとに機材・機器類を配備しても有効に活用されない状況である。エリアを超えた消防団の再編は、団員確保と配備する機材・機器類が有効に活用されるよう強力に進めるべきである。
- ② クレーマー対策として、雇用している警察のOBを活用出来るよう対応マニュアルを至急作成されたい。

〈行政改革推進室〉

- ① 組織改革については、業務の見直しを行い、相応の事務量を減らすなかで進められたい。（1 共通事項（5）のとおり）
- ② 外部評価の報告は出来る限り尊重し、報告に沿った方針で改善を進められたい。
- ③ 1 共通事項（4）アのとおり

〈徴収対策室〉

- ① 1 共通事項（2）のとおり

市民生活部

〈生活環境課〉

- ① 交通指導員との懇親会は、交通安全推進という役割上事故は絶対に許されないので、廃止すべきである。
- ② 委託業務について、指名業者調書や随意契約理由書が未作成で、契約課合議も無いなど発注から契約までの一連の書類が不備のものがあつた。（1 共通事項（3）ウのとおり）
- ③ 委託業務について、受注者（実行委員会）の事務引受をしているが、発注者側（市）と受注者側（実行委員会）の書類がファイルに混在していたので、区分けをすべきである。（1 共通事項（3）イのとおり）

〈市民課〉

- ① 備品購入について、指名業者調書が作成されておらず、未納確認

もされていないものがあった。(1 共通事項 (3) ウのとおり)

〈税務課〉

- ① 委託業務について、会計管理者の事前審査や、契約課の合議がないものがあった。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ② 委託業務について、予定価格の根拠となる設計書等がないものや、入札経過書に印鑑がないものがあった。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ③ 委託業務について、現在、契約課で示している契約書の様式より古いものを使用しているものがあった。(1 共通事項 (3) エのとおり)

保健福祉部

〈社会福祉課〉

- ① 委託業務について、予定価格の根拠となる設計書がないものがあった。前年実績による場合も設計書は作成すべきである。(1 共通事項 (3) ウのとおり)

〈子育て支援課〉

- ① 保育園については、別途「定期監査報告書(小中学校・保育園)」にて報告しているので対応されたい。

〈健康推進課〉

- ① 補助金について、申請者からの申請書類に日付が入っていないものがあったので、受付時に確認を行うこと。
- ② 委託業務について、1社特命随意契約で契約時に契約課の合議がないものがあった。(1 共通事項 (3) ウのとおり)

〈高齢者福祉課〉

- ① 委託業務について、見積経過書に課長印や立会人の記載がないものがあった。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ② 委託料の支払いについて、契約書では業務の完了報告を受けた後に支払うこととなっているが、概算払いされていたものがあった。

商工観光部

〈産業立地推進課〉

- ① 土地開発公社より引き継ぐ土地については、早期に売却できるよう努力されたい。
- ② 商品用土地を賃貸する場合のマニュアルを整備すべきである。また文書で契約すべきである。
- ③ 委託業務について、現在、契約課で示している契約書の様式より古いものを使用しているものがあった。また、契約書に業務予定表及び業務責任者の届出条項があるが、提出されていなかった。（1 共通事項（3）エのとおり）

〈観光課〉

- ① 観光行政については、総合支所と連携し、一体となった取組みを行われたい。

建設部

〈建設課〉

- ① 橋梁の長寿命化については、笹子トンネル崩落を受けて、事故が起こらないよう早急に対応されたい。

〈管理課〉

- ① 委託業務について、1 社特命随意契約で契約時に契約課の合議がなく、また、見積経過書、予定価格調書が作成されていないものがあった。（1 共通事項（3）ウのとおり）

〈都市整備課〉

- ① 委託業務について、業者選定時に市税等の未納確認が行われていないものがあった。（1 共通事項（3）ウのとおり）
- ② 委託業務について、予定価格の根拠となる設計書等がないものがあった。また、業者からの請書の工期日付に不備があったので、提出時に確認を行うこと。（1 共通事項（3）ウのとおり）

水道部

〈水道業務課・水道整備課・高遠長谷水道課〉

- ① 補助金の交付決定通知書の交付条件では「完了後 10 日以内に実

績報告」だが、同封の別文書には「完了後 1 か月以内に実績報告」となっているものがあつた。また、申請者から提出された誓約書等の日付や市から送付した文書の控の日付が空欄のものがあつた。文書の整合性や、書類の日付等の確認を行うこと。

- ② 工事請負費について、指名通知の日付が事業実施の起案日、決裁日より前となっているものがあつた。
- ③ 工事請負費について、少額随意契約は 2 者以上からの見積もり合わせとなっているが、1 者のみの応札のため、「2 者以上から見積もり徴取」の要件を満たしていないものがあつた。指名をやり直すか、他に見積もりを取れる業者がなければ、特命随意契約に切り替えるべきである。
- ④ 委託業務について、1 社特命随意契約で契約時に契約課の合議がないものがあつた。(1 共通事項 (3) ウのとおり)

会計管理者

〈会計課〉

- ① 1 共通事項 (4) イのとおり

高遠町総合支所

〈総務課〉

- ① 補助金について、申請者からの交付申請書に補助金申請額が記載されていないものがあつた。受付時に確認を行うこと。

〈市民生活課〉

- ① 委託料について、現在、契約課で示している契約書の様式より古いものを使用しているものがあつた。(1 共通事項 (3) エのとおり)

〈産業振興課〉

- ① 観光業務については、本庁と連携を密にとり、適正な人員配置のもと取組まれたい。
- ② 委託業務について、書類の不整理により変更設計書、変更契約関係の書類で金額が転記間違いのものがあつた。
- ③ 委託業務について、契約時の決裁を高遠産業振興課長がしていたが、予算の再配当がされていないので本庁観光課長の決裁が必要で

ある。

〈建設課〉

- ① 三峰川総合開発事業対策委員会は高遠と長谷に支部があるが、組織の統合を検討されたい。
- ② 工事請負費について、契約額 100 万円以上は印紙 400 円貼付が必要だが、200 円が貼付されているものがあった。

長谷総合支所

〈総務課〉

- ① 委託業務について、少額随意契約は 2 者以上からの見積もり合わせとなっているが、1 者のみの応札のため、「2 者以上から見積もり徴取」の要件を満たしていないものがあった。指名をやり直すか、他に見積もりを取れる業者がなければ、特命随意契約に切り替えるべきである。

〈保健福祉課〉

- ① 鍼灸治療所は努力によっていい方向に来ているが、受診者は最大に近いので経費を節減してなるべく収支を均衡させるよう努められたい。

〈産業振興課〉

- ① 委託業務について、請負人調書、未納確認、見積通知書、見積経過書がないものがあった。（1 共通事項（3）ウのとおり）
- ② 工事請負費について、工期外の日付のコンクリート納入伝票が綴られているものがあった。

〈建設課・南アルプス林道管理室〉

- ① 工事請負費について、1 社特命随意契約で起工時、契約時に契約課の合議がないものがあった。また、業者から竣工検査用の使用材の数量報告書がなく、竣工から 3 ヶ月後に請求書が提出されていた。業者への早期の提出を指導されたい。（1 共通事項（3）ウのとおり）
- ② 工事請負費について、現在、契約課で示している契約書の様式より古いものを使用しているものがあった。（1 共通事項（3）エの

とおり)

教育委員会

〈学校教育課〉

- ① 委託業務について、1社特命随意契約で起工時、契約時に契約課の合議がないものがあった。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ② 備品購入について、現在契約課で示している標準的な様式を使用しておらず、未納確認を行った記録や、開札時の立会者の記録がないものがあった。現在の様式を確認し、事務処理されたい。(1 共通事項 (3) ウのとおり)
- ③ 小中学校については、別途「定期監査報告書(小中学校・保育園)」にて報告しているので対応されたい。

〈生涯学習課〉

- ① 学童クラブや図書館、公民館などは指定管理などにより運営し、課は企画立案に専念するなどスリム化が出来ないか検討されたい。
- ② 備品購入について、予定価格の根拠となる設計書がないものがあつた。前年実績による場合も設計書は作成すべきである。(1 共通事項 (3) ウのとおり)

〈スポーツ振興課〉

- ① 食糧費によるスポーツ推進員着任式の懇親会は、廃止の方向で検討されたい。

〈高遠長谷教育振興課〉

- ① 工事請負費について、契約時に工程表、現場代理人届が提出されていないものがあつた。(1 共通事項 (3) エのとおり)
- ② 委託業務について、予定価格の根拠となる設計書がないものがあつた。前年実績による場合も設計書は作成すべきである。(1 共通事項 (3) ウのとおり)